

くして自ら責任の衝に立つて、男ら一人堂々と其實行を期すべきである。其立案差んくば實行に就て斡旋盡力する處を以て見れば、政府は明かに其必要を認めざるに相違ない。其必要を認めつゝ、其責任を避くるか如きは、其態度を以て頗る陋とせざるを得ないのだから。

――苟し當局にして眞に社會政策に關する誠意あらば之を他人の計畫あるに委して是如たるべき道理はなりのである。此點に於て本會は政府の委託を受けて生れたる此の成り評せらるゝ山亦致一方は成りと思ふ。第四に本會が労働団体に對する態度に就ては頗る疑はしき處のがあるのである。――抑し本會が最初に於て計畫せられたるは、彼の昨年来騒動の後であつて、

労働者の団体的勢力の發達を抑へんとするの意があつた事は争ふべからざる事實である。要するに當局の方針として、労働団体に就ては陽に之れを抑壓せんと稱すれ共、陰に其發達を悦ばず、直接正面より之れを迫害する事を避けて間接に他の方法を以て、差當り労働団体の必要をからしめんと欲したるは之れを察するに難くはない。即ち一種労働組合の代表的団体を組織し過情主義、救済主義の団体を以て組合其れの中の代用とせんとしたるは、種々の事實に依つて之れを證明するを得ると思ふ。――若し本會が眞に果して勞資の協調を必要とするならば、其協調の基礎たる組合に對しては寧ろ其發達を助長するの一項を加ふべきである。

第五に之れを國際關係より考へて見ると、寧ろ日本